

¥ サービスの利用料金

(1) 介護保険の場合（1割負担分）

◆ 要介護

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間以上 (30分増す毎に)
身体介護	サービス利用に係る自己負担額	165円	245円	388円	564円	80円

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	サービス利用に係る自己負担額	183円	225円

	身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間	20分以上	45分以上	70分以上
身体に続く生活援助	サービス利用に係る自己負担額	67円	134円	201円

特別な加算（該当する場合）

- 初回加算
200円 / 月
- 緊急時訪問介護加算
身体介護の場合
100円 / 回

※上記、特定事業所加算Ⅰ算定の為、20%増しになります。

◆ 要支援

サービスに要する時間	基本料金
介護予防訪問介護費（Ⅰ）	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方 1,168円 / 月
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方 2,335円 / 月
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	要支援1・2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた方 3,704円 / 月

特別な加算（該当する場合）

- 初回加算 200円 / 月

保険外サービス
1時間 2,350円
1時間以降 30分毎に 1,175円

2 つ の 安 心

特定事業所加算Ⅰ

- ・すべての訪問介護員に対して、毎月研修を実施し、サービス提供に当たっての留守時項伝達又は、技術指導目的の会議を行っている。
 - ・訪問介護員のうち、介護福祉士が30%以上である事。
 - ・すべてのサービス提供責任者が、3年以上の実務経験を有する介護福祉士である事。
 - ・要介護4～5、認知症の重度の利用者、たんの吸引等が必要な方の総数が20%以上である事。
- 上記の算定要件を満たす事により、質の高いサービスを提供致します。



特定行為事業所

特定行為事業所を取る事により、介護職員による喀痰吸引などの対応が可能です。